電気供給約款

2024 年1月1日実施

大阪瓦斯株式会社

電　気　供　給　約　款

目　　次

Ⅰ 総　　則 **1**
1　適　　用 1
2　供給約款の変更 1
3　定　　義 2
4　単位および端数処理 5
5　実 施 細 目 5
Ⅱ 契約の申込み **6**
6　需給契約の申込み 6
7　需給契約の成立および契約期間 6
8　需 要 場 所 6
9　需給契約の単位 7
10　供給の開始 7
11　供給の単位 7
12　承諾の限界 7
13　需給契約書の作成 7
Ⅲ 契約種別および料金 **8**
14　契約種別および料金 8
Ⅳ 料金の算定および支払い **9**
15　料金の適用開始の時期 9
16　検針日 9
17　料金の算定期間 9
18　使用電力量の計量および算定 9
19　料金の算定 9
20　日 割 計 算 9
21　料金の支払義務および支払期日 10
22　料金その他の支払方法 10
23　延 滞 利 息 11
24　料金または延滞利息の口座振替 11
25　料金または延滞利息のクレジットカード払い 11
26　料金，延滞利息，工事費負担金その他の払込み 11
27　料金，延滞利息，工事費負担金その他の当社への支払日 12
28　保 証 金 12
Ⅴ 使用および供給 **13**
29　適正契約の保持 13

30　力率の保持 13
31　需要場所への立入りによる業務の実施 13
32　電気の使用にともなうお客さまの協力 13
33　違 約 金 13
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 14
35　損害賠償の免責 14
36　設備の賠償 14
Ⅵ 契約の変更および終了 15
37　需給契約の変更 15
38　名義の変更 15
39　需給契約の廃止 15
40　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 15
41　解約 15
42　需給契約消滅後の債権債務関係 16
Ⅶ 供給方法および工事 17
43　需給地点および施設 17
44　架空引込線 17
45　地中引込線 17
46　連接引込線等 18
47　中高層集合住宅等への供給方法 18
48　引込線の接続 18
49　計量器等の取付け 18
50　通信設備等の施設 18
51　専用供給設備 19
52　電流制限器等の取付け 19
Ⅷ 工事費の負担 20
53　一般供給設備の工事費負担金 20
54　特別供給設備の工事費負担金 20
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 20
56　工事費負担金の申受けおよび精算 20
57　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 20
Ⅸ 保　　安 22
58　保安の責任 22
59　調　　査 22

60　調査等の委託 22
61　調査に対するお客さまの協力 22
62　保安に対するお客さまの協力 22
63　自家用電気工作物 22
X そ の 他 23
64　専属的合意管轄裁判所 23
65　反社会的勢力の排除 23
附　則 24
1　この供給約款の実施期日 24
2　「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置 24
3　「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置 24
別　紙 25
1　契 約 種 別 25
2　従 量 電 灯 25
3　動 力 契 約 63
別　表 68
1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 68
2　燃料費調整 68
3　離島ユニバーサルサービス調整 70
4　契約負荷設備の総容量の算定 72
5　負荷設備の入力換算容量 76
6　契約容量および契約電力の算定方法 78
7　日割計算の基本算式 79

Ⅰ 総　　則

1　適　　用

⑴ 当社が，一般の需要（低圧（3 ⑴ 参照）の需要に限ります。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，原則としてこの電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

⑵ この供給約款は，次の地域に適用いたします。ただし，お客さまの需要場所により，適用可能な契約種別は異なります。なお，電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島および指定区域は除きます。

北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県
中部エリア	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西），長野県
北陸エリア	富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部
中国エリア	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，兵庫県の一部，香川県の一部，愛媛県の一部
四国エリア	徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県

2　供給約款の変更

⑴ 託送供給等約款等（3 ⑰ 参照）が改定された場合，法令の改正によりこの供給約款の変更の必要が生じた場合，当社が基本約款等（3 ㉑ 参照）を改定した場合，その他当社が必要と判断した場合には，当社は，民法548 条の4の規定によりこの供給約款を変更することがあります。この場合には，原則として，電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日（3 ⑱ 参照）から，その他の供給条件は変更を行った日から，変更後の電気供給約款によります。

⑵ 当社は，この供給約款を変更した場合，変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

⑶ この供給約款または需給契約の内容を変更する場合において，⑷に定める場合を除き，電気事業法第2条の 13 にもとづく供給条件の説明および書面の交付については，書面の交付，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い，説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また，同法第2条の 14 にもとづく書面の交付については，書面の交付，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い，当社の名称および住所，契約年月日，当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

⑷ この供給約款または需給契約の内容について，法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において，電気事業法第2条の 13 にもとづく供給条件の説明については，説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また，同法第2条の 14 にもとづく書面の交付については，これを行わないものといたします。

⑸ 当社は，送配電事業者等（3 ⑯ 参照）の託送料金の改定，電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は，需給契約の期間内であっても，次の手順に従い，需給契約における新たな基本料金や最低料金，電力量料金の単価を定めることができます。

イ 当社は，事前に新たな単価およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を書面，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは，新たな単価を承諾しない場合は，本適用開始日の 10 日前までに，当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には，需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず，本適用開始日の前日をもって終了するものといたします。また，需給契約の廃止により解約金が生じる場合，当社はこれをいただきません。

ハ ロに定める期限までに，お客さまより廃止の通知がない場合は，お客さまは新たな単価を承諾したものとみなし，本適用開始日の直後の検針日（3 ⑱ 参照）より新たな単価を適用いたします。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴ 低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

⑵ 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑶ 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷ 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑸ 動力契約

動力の需要に対応し電気を供給する契約をいいます。

⑹ 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑺ 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑻ 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

⑼ 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑽ 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑾ 夏　　季

毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。

⑿ その他季

毎年 10 月1日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。

⒀ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第1項に定める賦課金をいいます。

⒁ 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒂ 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月 31 日までの期間，2月1日から4月 30 日までの期間，3月1日から5月 31 日までの期間，4月1日から6月 30 日までの期間，5月1日から7月 31 日までの期間，6月1日から8月 31 日までの期間，7月1日から9月 30 日までの期間，8月1日から 10 月 31 日までの期間，9月1日から 11 月 30 日までの期間，10 月1日から 12 月 31 日までの期間，11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間または 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

⒃ 送配電事業者等

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者または電気事業法第2条第1項第 11 号の3に定める配電事業者のうち，お客さまの需要場所を供給区域とする事業者をいいます。

⒄ 託送供給等約款等

送配電事業者等が電気事業法第 18 条および第 27 条の 12 の 11 に従い定める託送供給等約款およびその他の供給条件をいいます（変更があった場合には，変更後のものをいいます。）。

⒅ 検針日

送配電事業者等が託送供給等約款等の定めに従い検針する日をいいます。

⑲ 同時請求の対象のお客さま

1需要場所において，同一の名義による当社とのガスの使用契約を締結されているお客さまをいいます。

⑳ 同時請求の対象でないお客さま

1需要場所において，同一の名義による当社とのガスの使用契約を締結されていないお客さまをいいます。

㉑ 基本約款等

当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ，導管によりこれを供給する場合を除きます。）のガスの料金その他の供給条件を定めた基本約款および個別約款をいいます（変更があった場合には，変更後のものをいいます。）。

㉒ ガス料金支払義務発生日

基本約款等にもとづきガス料金の支払義務が発生する日をいいます。

㉓ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款

ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者としての大阪ガスネットワーク株式会社がガス事業法第 48 条に従い定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には，変更後のものをいいます。）。

㉔ 家庭用高効率給湯器

エネルギー源としてガスを使用し，潜熱（ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。）を回収するための熱交換器を備え，給湯熱効率が 90 パーセント以上である給湯器をいいます。

㉕ 家庭用ガスふろ給湯器

エネルギー源としてガスを使用し，ふろを自動で沸かす機能および複数の水栓への給湯機能を併せ持った給湯器をいいます。

㉖ 家庭用ガス温水床暖房システム

エネルギー源としてガスを使用し，複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により，床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。

㉗ 家庭用空調機器

エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち，ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及びガス吸収式の機器をいいます。

㉘ dアカウント

株式会社 NTT ドコモが，同社が別に指定する契約約款にもとづく回線契約を締結されている方および，対象回線契約を締結されていない方向けに発行するアカウントをいいます。

㉙ dポイントクラブ

株式会社 NTT ドコモが，dアカウントIDおよびパスワードを保有する方が入会した場合に，dポイントの進呈等一定の特典を提供するプログラムをいいます。

㉚ dポイント

dポイントクラブにおいて特典として付与されるポイントをいいます。

㉛ マイ大阪ガス

当社が運営する会員制サイトをいいます。

㉜ FIT電源

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けた発電設備をいいます。

㉝ 非FIT電源

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない，または再生可能エネルギーの固定価格買取制度の買取期間が満了した発電設備をいいます。

㉞ 非化石証書

非化石価値取引市場において取引される，電気の環境価値を証書として切り出したものをいいます。

㉟ Amazon プライム

アマゾンジャパン合同会社が当該名称で提供する，有料会員サービスをいいます。

㊱ プライムギフトコード

当社がお客さまへ通知する，Amazon プライムが 1 年間利用可能になるコードをいいます。

㊲ Amazon ギフトカードのギフトカード番号

当社がお客さまへ通知する，Amazon プライム会費への充当や，アマゾンジャパン合同会社が運営する，オンラインショッピングサイト内での商品およびサービスの購入等に利用できるギフトカード番号のコードをいいます。

㊳ 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で，店舗，作業場，事務所等業務に使用するために設備された部分がな

い住宅をいいます。

㊴ 住ミカタ・保証パック

ガス機器修理，水まわり修理，エアコン修理，住まいの修理の一次対応およびガス給湯器またはガス温水端末機・ガスコンロが故障した際の修理を無料で実施するサービスをいいます。

㊵ 家庭用コージェネレーションシステム

ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン，燃料電池等により電力を発生させるとともに，その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。

㊶ 休日

日曜日，銀行法第 15 条第1項に規定する政令で定める日および1月4日，5月1日，12 月 29 日，12 月 30 日をいいます。

㊷ 営業日

休日以外の日をいいます。

㊸ 熱供給事業

一般の需要に応じ，加熱され，もしくは冷却された水または蒸気を導管により供給する事業をいいます。

㊹ オプション割引

需給契約に適用される，それぞれの契約種別において定めた割引をいいます。

㊺ radiko プレミアム会員

株式会社 radiko が当該名称で提供する，有料会員サービスをいいます。

㊻ radiko プレミアム会員クーポンコード

当社がお客さまへ通知する，radiko プレミアムが 1 年間利用可能になるコードをいいます。

㊼ FANY チャンネル

株式会社 NTT ぷららおよび吉本興業株式会社が当該名称で提供する，有料映像配信サービスをいいます。

㊽ 大阪チャンネル

FANY チャンネルのうち，当該名称で提供される，全国のエンターテイメント番組等が視聴できる有料映像配信サービスをいいます。

㊾ FANY チャンネルクーポンコード

当社がお客さまへ通知する，大阪チャンネルが 1 年間利用可能になるコードをいいます。

㊿ FANY ID

吉本興業株式会社が提供する会員サービス「FANY サービス」を利用できる会員 ID をいいます。

(51) ABEMA プレミアム

株式会社 AbemaTV が当該名称で提供する，有料会員サービスをいいます。

(52) ABEMA プレミアムクーポンコード

当社がお客さまへ通知する，ABEMA プレミアムが 1 年間利用可能になるコードをいいます。

(53) JO1 でんきオンラインイベント

当社および吉本興業株式会社がオンライン上で開催する，JO1 でんきのご契約者が視聴できるイベントをいいます。

(54) JO1 でんきシリアルコード

当社がお客さまへ通知する，JO1 でんきオンラインイベント1公演を視聴することができるコードをいいます。

(55) Plus member ID

株式会社 Fanplus が提供する，ファンクラブ会員登録時などに自動発番される【E】からはじまる ID，もしくはユーザー自身が会員登録時に設定した ID をいいます。

(56) JO1 でんきオリジナルグッズ

JO1 でんきに付帯するグッズをいいます。

(57) スマートロック

お客さまの需要場所の入口等の鍵に取り付けることで，スマートフォンや専用のリモコンキーから扉の鍵を開閉できる商品等であって，当社が指定するものをいいます。

(58) 駆けつけサービス

当社が提供する，お客さまの住宅における鍵のトラブル等に対し，出張対応等を行うサービスをいいます。

(59) 優待・割引サービス（めちゃとクーポン）

当社が提供する，トラベル，グルメ，レジャー，エンターテイメントなどの様々なサービスが市価または定価に比べ割安に利用できるサービスをいいます。

(60) 雑誌・マンガ読み放題サービス

株式会社ビューンが提供する，雑誌やマンガが電子書籍で読み放題のサービスをいいます。

⑹1 最低料金が適用される契約種別

需給契約に適用される契約種別のうち，料金の算定に最低料金が用いられる契約種別をいいます。

4　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。ただし，託送供給等約款等に別段の定めがある場合には託送供給等約款等に従うものといたします。

⑴ 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑵ 契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑶ 契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，動力契約については，別紙「3（動力契約）⑴ニ」，別紙「3（動力契約）⑵ニ」，別紙「3（動力契約）⑶ニ」，別紙「3（動力契約）⑷ニ」または別紙「3（動力契約）⑸ニ」を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。

⑷ 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑸ 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑹ 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。ただし，オプション割引の適用により料金が割り引かれる場合，割引額の単位は，1円とし，その端数は，切り上げます。

5　実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨および託送供給等約款等の定めに則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお，お客さまには，必要に応じて，送配電事業者等と別途協議を行っていただくことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款および託送供給等約款等におけるお客さま（需要者）に関する事項を承認し，また，電気の需給に必要なお客さまの情報を当社，送配電事業者等，電力広域的運営推進機関，需要抑制契約者および小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお，当社が適当と判断した場合は，口頭，電話，インターネット等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下、「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法その他必要な項目

⑵　当社が需給契約締結にあたり必要と判断する場合，契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力について，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑶　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

⑷　お客さまが申し込まれた契約種別（オプション割引を含みます。）において，特定の機器の設置が適用条件となっている場合，当社は当該機器の設置状況を確認させていただく場合があります。この場合には，正当な理由がない限り，需要場所に立ち入ることを承諾していただきます。承諾していただけない場合，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，別紙に別段の定めがある場合を除き，需給契約が成立した日から，需給開始日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，別紙に別段の定めがある場合を除き，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　お客さまの需要場所が，電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，原則として，イおよびロにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

⑶　需給契約が継続される場合において，電気事業法第２条の 13 にもとづく供給条件の説明については，継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし，かつ，同法第２条の 14 にもとづく書面の交付については，書面の交付，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い，当社の名称および住所，契約年月日，当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

8　需 要 場 所

⑴　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とします。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

⑵　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，⑴にかかわらず，その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

⑶　道路その他公共の用に供せられる土地（⑴に定める構内または⑵に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。

⑷　その他，上記にかかわらず，託送供給等約款等に別段の定めがある場合は，これに従うものといたします。

9　需給契約の単位

当社は，電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，従量電灯のうちの1契約種別と動力契約とをあわせて契約する場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたときを除きます。

10　供給の開始

⑴ 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，需給開始予定日をお知らせし，送配電事業者等との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち，当該需給開始予定日に電気を供給いたします。

⑵ 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあります。

⑶ 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめお知らせした需給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，あらためて需給開始予定日をお知らせし，変更後の需給開始予定日に電気を供給いたします。

⑷ お客さまには，電気供給の実施にともない，送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

11　供給の単位

当社は，託送供給等約款等に別段の定めがある場合を除き，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社との他の契約の料金を，支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別および料金

契約種別および料金は，別紙のとおりといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

15 料金の適用開始の時期

料金は，需給開始日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16 検針日

検針は各月ごとに，託送供給等約款等の定めに従い，送配電事業者等が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者等があらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。なお，託送供給等約款等に従い，送配電事業者等により実際に検針が行われた日または検針を行ったものとされる日を検針日といたします。

17 料金の算定期間

料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお，開始日から直後の検針日の前日までの期間が短く，当該期間に送配電事業者等が検針を行わなかったときは，料金の算定期間は，開始日から直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。

18 使用電力量の計量および算定

⑴ 使用電力量の計量および算定は，送配電事業者等により託送供給等約款等に従って行われるものといたします。

⑵ 当社は，送配電事業者等から受け取る，託送供給等約款等に従い算定されたお客さまの使用電力量を，お客さまにインターネット上その他当社が適当と認める方法により開示いたします。

19 料金の算定

⑴ 料金は，お客さまの使用電力量にもとづき，需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。

⑵ 当社は，次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き，料金の算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

⑶ 当社は，次の各号にかかげる事由に該当する場合には，その料金の算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし，当社の都合で料金の算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。

イ 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合で，料金の算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

ロ 検針期間の日数が 24 日以下または 36 日以上となった場合

ハ その他当社が適当と判断した場合

20 日 割 計 算

⑴ 当社は，19（料金の算定）⑶イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額は，別表「8（日割計算の基本算式）⑴」により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表「8（日割計算の基本算式）⑵」により日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金，燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を除きます。）は，日割計算の対象と

なる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵ 19（料金の算定）⑶イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，消滅日を除きます。

21 料金の支払義務および支払期日

⑴ お客さまの料金の支払義務は，次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

イ 同時請求の対象でないお客さまについては，当社が送配電事業者等から託送供給等約款等に従い算定されたお客さまの使用電力量を受け取った日の翌営業日といたします。

ロ 同時請求の対象のお客さまについては，次の場合を除き，検針日の属する月の翌月以降最初のガス料金支払義務発生日といたします。

（イ） 検針日の属する月の翌月以降最初のガス料金支払義務発生日までに当社が送配電事業者等から託送供給等約款等に従い算定されたお客さまの使用電力量を受け取っていない場合，検針日の属する月の翌月の末日を支払義務発生日といたします。

（ロ） 当社とのガスの使用契約の継続中に電気の需給契約が消滅した場合，電気の需給契約が消滅した時点で支払義務発生日が到来していない料金の支払義務発生日は送配電事業者等から解約の日までの使用電力量を受け取った日の翌営業日といたします。

（ハ） 当社とのガスの使用契約と同時に電気の需給契約が消滅した場合，消滅時点で支払義務発生日が到来していない料金も含め，ガスの使用契約が消滅した日といたします。

ハ 需給契約の継続中に，当社とのガスの使用契約が解約その他の事由により消滅したことにより，同時請求の対象のお客さまが同時請求の対象でないお客さまとなった場合，消滅した日の前日までに使用電力量は受け取っているが支払義務発生日が到来していない料金については，当社とのガスの使用契約が消滅した日に支払義務が発生いたします。消滅した日の前日までに使用電力量を受け取っていない料金については，イと同様の取扱いといたします。

⑵ お客さまの料金は，支払期日までにお支払いいただきます。なお，41（解約）⑶イによる解約に先立ち，請求書をお送りするときは，当社は，そのお客さまに対し，請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円（税込）を請求できるものとします。

⑶ 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には，その直後の営業日を支払期日といたします。

⑷ 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

⑸ お客さまが，この供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について，当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には，お客さまの氏名，住所，支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

22 料金その他の支払方法

⑴ 料金または延滞利息は，次の方法により，お支払いいただきます。

イ 同時請求の対象でないお客さまは，原則として口座振替，クレジットカード払いのいずれかの方法によりお支払いいただきます。

ロ 同時請求の対象のお客さまは，お客さまが当社のガス料金を支払われる場合とおなじ支払方法にて，21（料金の支払義務および支払期日）⑴ロ（イ）の場合を除き，当社のガス料金とあわせてお支払いいただきます。

ハ 当社が手続き上必要と判断した場合は，払込みその他の方法によってお支払いいただきます。なお，その他の方法によりお支払いいただく場合で，お支払いに必要な各種手数料が生じる場合は，お客さまの負担といたします。

⑵ 工事費負担金その他は，当社が別途指定した場合を除き，払込みの方法により，そのつど，お支払いいただきます。

⑶ 料金は，支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

23　延 滞 利 息

⑴ お客さまが支払期日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は，当社は，支払期日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

イ　料金を口座振替により支払われる場合で，当社の都合により料金を支払期日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

ロ　料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合

⑵ 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に 1 日あたり 0.0274 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

なお，消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

⑶ 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

⑷ 延滞利息の支払義務は，⑶の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお，延滞利息は，支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

⑸ 延滞利息の支払期日は，⑶の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期日とおなじといたします。

24　料金または延滞利息の口座振替

⑴ 料金または延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は，当社が指定した金融機関といたします。

⑵ お客さまは，料金または延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は，当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。

⑶ 料金または延滞利息の口座振替日は，当社が指定した日といたします。

⑷ 料金または延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは，口座振替の手続が完了するまでは当社指定の方法で料金または延滞利息をお支払いいただきます。

25　料金または延滞利息のクレジットカード払い

⑴ お客さまは，料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は，当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約にもとづき，そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。

⑵ お客さまは，料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は，当社所定の申込書またはクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社またはクレジットカード会社に申し込んでいただきます。

⑶ 料金または延滞利息の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは，クレジットカード払いの手続が完了するまでは当社指定の方法で料金または延滞利息をお支払いいただきます。

26　料金，延滞利息，工事費負担金その他の払込み

⑴ お客さまは，料金，延滞利息，工事費負担金その他を払込みの方法で支払われる場合は，当社または当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により，次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

イ　当社の料金払込窓口

なお，払込時間は平日の9時から 17 時 30 分といたします。

ロ　当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）または当社の指定店

なお，払込時間はそれぞれが定める時間といたします。

⑵ お客さまが払込みによりガス料金とあわせて電気料金を支払われる場合には，基本約款等の定めにかかわらず，電気料金を毎月お支払いいただきます。

27　料金，延滞利息，工事費負担金その他の当社への支払日

⑴　当社は，お客さまが料金または延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は，お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑵　当社は，お客さまが料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は，クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑶　当社は，お客さまが料金，延滞利息，工事費負担金その他を金融機関等または当社の指定店で払込みの方法で支払われる場合，その金融機関等または当社の指定店に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

28　保　証　金

⑴　当社は，6（需給契約の申込み）⑴もしくは 37（需給契約の変更）の申し込みをされたお客さま，または支払期日を経過してもなお料金その他この供給約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかったお客さまから，供給の開始に先だって，または供給継続の条件として，そのお客さまの予想月額料金の3月分（お客さまの負荷率，操業状況，同一業種の負荷率並びに前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

⑵　保証金の預かり期間は，2年以内といたします。

⑶　当社は，お客さまから保証金を預かっている場合において，そのお客さまから支払期日を経過してもなお料金の支払いがなく，かつ，当社の督促後5日以内になお支払いがないときは，保証金をもってその料金に充当いたします。この場合，保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

⑷　当社は，預かり期間経過後，または需給契約が消滅したときは，保証金（⑶に規定する未収の料金がある場合にあっては，その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。保証金には利息を付しません。

Ⅴ 使用および供給

29 適正契約の保持

⑴ お客さまが契約容量または契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

⑵ お客さまの契約種別（オプション割引を含みます。）において，特定の機器の設置が適用条件となっている場合，当社は当該機器の設置状況を契約期間中に確認させていただく場合があります。この場合には，正当な理由がない限り，需要場所に立ち入ることを承諾していただきます。承諾していただけない場合，当該機器が設置されていないものとみなします。

30 力率の保持

⑴ 需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，動力契約のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

⑵ お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，託送供給等約款等の定めに従い取りつけていただきます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者等が需要場所への立入りが必要であると認める場合（託送供給等約款等に定めがある場合を含みます。），当社または送配電事業者等は，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に当社または送配電事業者等の係員（当社または送配電事業者等から委託を受けた係員を含みます。以下同じ。）を立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，需要場所に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお，お客さまのお求めに応じ，当社または送配電事業者等の係員は，所定の証明書を提示いたします。

32 電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴ お客さまの電気の使用が，次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，送配電事業者等が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵ お客さまが発電設備等を送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，送配電事業者等の定める発電設備系統連系サービス要綱等によります。

33 違 約 金

⑴ お客さまが 41（解約）⑷ロ，ハまたはニに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

⑵ ⑴の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶ 不正に使用した期間が確認できない場合は，6か月以内で当社が決定した期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

⑴　当社または送配電事業者等は，次の場合には，電気の供給を中止し，またはお客さまの電気の使用を制限し，もしくは中止することがあります。

イ　送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　送配電事業者等が維持および運用する供給設備（送配電事業者等が使用権を有する設備を含みます。）の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

⑵　⑴の場合には，当社または送配電事業者等は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

⑶　⑴の場合には，当社は，料金の減額等は行いません。

35　損害賠償の免責

⑴　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　当社の責めとならない理由により，需給の開始が遅延した場合，または需給契約が消滅した場合（41（解約）によって需給契約を解約した場合を含みます。）には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

36　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，お客さまは当社または送配電事業者等に生じた損害を賠償していただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

37 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更(オプション割引の変更または適用の除外を含みます。)を希望される場合は，Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は，需給契約の変更後の最初の検針日とし，当該検針日の前日までの期間については，変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。

38 名義の変更

相続，合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

39 需給契約の廃止

⑴ お客さまが，需要場所における小売電気事業者の変更以外の事由により電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。需要場所における小売電気事業者の変更により電気の使用を廃止しようとされる場合は，変更後の小売電気事業者が当社に廃止期日を通知するものといたします。当社または送配電事業者等は，原則として，お客さままたは変更後の小売電気事業者から通知された廃止期日に，送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

⑵ 需給契約は，41(解約)および次の場合を除き，お客さままたは変更後の小売電気事業者から当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまからの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さまが，新たに需給を開始し，契約電流，契約容量もしくは契約電力を新たに設定し，もしくは増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電流，契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

41 解約

⑴ 需給契約成立後，当社の責めによらない理由により需給を開始できないことが判明した場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。解約する場合，当社は，お客さまにすみやかに通知いたします。

⑵ お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社または送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

ハ 48(引込線の接続)に反して，送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

ニ お客さまが 39(需給契約の廃止)⑴に定める通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用さ

れていないことが明らかな場合

⑶ お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，解約の 15 日前を目安に予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合（支払期日を経過した後，当社の料金払込窓口で支払われた場合であって，当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）

ロ お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり，期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず，なお期日までに支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

⑷ お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者等の供給設備または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力契約の場合で，電灯または小型機器を使用された場合

ホ 31（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 32（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑸ お客さまがその他この供給約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

42 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

43 需給地点および施設

⑴ 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は，送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵ 需給地点は，需要場所内の地点とし，送配電事業者等の電線路から最短距離にある場所を基準として送配電事業者等と当社との協議によって定めます。ただし，託送供給等約款等の定めに従い，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

⑶ 需給地点に至るまでの供給設備は，送配電事業者等の所有とし，工事費負担金として申し受ける金額を除き，送配電事業者等の負担で施設いたします。

なお，お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所を，お客さまから送配電事業者等に無償で提供していただきます。

⑷ 付帯設備（⑶によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。この場合には，当社または送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

44 架空引込線

⑴ 送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行う場合には，原則として，架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，送配電事業者等が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，送配電事業者等の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

⑵ 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。

⑶ 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。

⑷ 当社または送配電事業者等は，原則としてお客さまの承諾をえて，託送供給等約款等の定めにもとづき，お客さまの引込小柱等の補助支持物を使用して他者へ電気を供給することがあります。

45 地中引込線

⑴ 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，送配電事業者等の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行うときには，託送供給等約款等に定める接続点までを送配電事業者等が施設いたします。

なお，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

⑵ ⑴により送配電事業者等の電線路と接続する電気設備の施設場所は，託送供給等約款等に定める場所とし，送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。

⑶ 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。この場合には，当社または送配電事業者等が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール等

ハ その他イまたはロに準ずる設備

⑷ 接続を架空引込線によって行うことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行うときには，地中引込線は，原則として，お客さまの負担により，お客さまで施設していただきます。ただし，送配電事業者等が，保安上または保守上適当と認めた場合は，⑴に準じて接続を行います。この場合，当社は，54（特別

供給設備の工事費負担金）の工事費負担金をお客さまから申し受けます。

46　連接引込線等

⑴ 送配電事業者等は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合，送配電事業者等は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，送配電事業者等が施設いたします。

⑵ 当社または送配電事業者等は，原則としてお客さまの承諾をえて，託送供給等約款等の定めにもとづき，お客さまの引込口配線を使用して他者へ電気を供給することがあります。

47　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには，当社または送配電事業者等は，原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社または送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，送配電事業者等が施設いたします。

48　引込線の接続

送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，送配電事業者等が行います。

なお，お客さまの希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

49　計量器等の取付け

⑴ 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の2次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，原則として，送配電事業者等が選定し，かつ，送配電事業者等の所有とし，送配電事業者等の負担で取り付けます。なお，お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，お客さまの負担により，お客さまで取り付けていただくことがあります。

⑵ 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，送配電事業者等と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，送配電事業者等と当社との協議により，あらかじめ鍵を預けていただく等送配電事業者等が建物に立ち入るために必要な協力を行っていただくことがあります。

⑶ 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，⑴によりお客さまが施設するものについては，送配電事業者等が無償で使用できるものといたします。

⑷ 送配電事業者等は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，送配電事業者等が無償で使用できるものといたします。

⑸ お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

50　通信設備等の施設

⑴ 送配電事業者等が，給電指令上通信設備等が必要と判断する場合は，原則として送配電事業者等の所有とし，送配電事業者等が施設いたします。この場合，当社は託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

⑵ 通信設備等の施設場所は，お客さまから無償で提供していただきます。

⑶ 通信設備等の施設場所は，施設工事，検査および保守点検作業が容易な場所とし，お客さまと当社または送配電事業者等との協議によって定めます。

⑷ お客さまの希望によって，通信設備等の施設位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

51 専用供給設備

⑴ 送配電事業者等は，次の場合には，54（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され，かつ，送配電事業者等が適当と認める場合

ロ 32（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

⑵ ⑴の専用設備は，原則として，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶ ⑵において，開閉所は，変電所とみなします。

⑷ ⑵において，需給地点とは会社間連系点以外の需給地点をいいます。

⑸ 送配電事業者等は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，⑴イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

52 電流制限器等の取付け

⑴ 需要場所に電流制限器等を取り付ける場合は，送配電事業者等の所有とし，送配電事業者等の負担で取り付けます。

⑵ 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付位置はお客さまから無償で提供していただきます。

⑶ お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

53 一般供給設備の工事費負担金

⑴ お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに配電設備（専用供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

⑵ 工事費負担金の対象となる供給設備は，託送供給等約款等の定めに従うものといたします。

⑶ 工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。

54 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

55 供給設備を変更する場合の工事費負担金

⑴ 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

⑵ 32（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

56 工事費負担金の申受けおよび精算

⑴ 当社は，工事費負担金を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

⑵ お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

⑶ 申し受けた工事費負担金と，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額に差異が生じた場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。なお，申し受けた工事費負担金には利息を付しません。

⑷ 当社または送配電事業者等は，工事費負担金を申し受けて施設した接続設備の全部または一部を共用する供給設備として利用することがあります。

⑸ 当社または送配電事業者等は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が託送供給等約款等に定める期間内に行われる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

⑹ 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたとき，またはすべてのお客さまが一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給が開始されているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給が開始されたお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

57 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額をお客さまから申し受けます。

Ⅸ 保　　安

58　保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者等の電気工作物についての保安の責任は，送配電事業者等が負います。

59　調　　査

法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査は，託送供給等約款等の定めに従い，送配電事業者等が実施いたします。

60　調査等の委託

送配電事業者等は，託送供給等約款等の定めに従い，59(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することがあります。

61　調査に対するお客さまの協力

⑴ お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社および送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

⑵ 59(調査)により調査を行うにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を送配電事業者等に提示していただきます。

62　保安に対するお客さまの協力

⑴ 次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社および送配電事業者等に通知していただきます。

イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵ お客さまが，送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，送配電事業者等が保安上必要と認めるときは，その期間について，送配電事業者等が適当な処置をいたします。

⑶ お客さまが送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合には，その内容を当社および送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社および送配電事業者等に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

⑷ 当社または送配電事業者等は，必要に応じて，需給の開始に先だち，開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行います。

63　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴ 59(調査)

⑵ 60(調査等の委託)

⑶ 61(調査に対するお客さまの協力)

X そ の 他

64　専属的合意管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については，大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

65　反社会的勢力の排除

⑴ お客さまは，需給契約の成立時および将来にわたって，自己または自己の役員，経営・事業に実質的に影響力を有する株主，重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が，暴力団，暴力団関係企業，総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと，および，反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。

⑵ お客さまは，自らまたは第三者を利用して，次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して，脅迫的な言動をし，または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し，偽計を用い，または威力を用いて相手方の信用を毀損し，または相手方の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

⑶ 当社は，お客さまが⑴または⑵に違反した場合，お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで，ただちに需給契約を解約することができるものとし，お客さまは，当該解約を理由として，解約により被った損害につき，損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものといたします。

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，2024 年1月1日から実施いたします。ただし，契約種別がスタイルプラン P で，2023 年 10 月末時点において需給開始しているお客さまについては，当該契約の需給開始日に応じて，以下のとおりといたします。なお，2023 年 11 月 1 日以降にスタイルプラン P の新規契約（当社の他の契約種別からの変更時を含みます）により需給開始するお客さまについては，2（供給約款の変更）(1)の定めにかかわらず，当該契約より適用いたします。

(1)　需給開始日が 2022 年 11 月 1 日から 2023 年 9 月 23 日のお客さま
別紙「2従量電灯(6)スタイルプラン P ホ」は，当該契約を更新された場合において，更新後の契約の需給開始日以降，最初の検針日より適用し，別紙「2従量電灯(6)スタイルプラン P」の「ト」および「チ」は，更新後の契約にかかる分より適用いたします。

(2)　需給開始日が 2023 年 9 月 24 日から 2023 年 10 月 31 日のお客さま
別紙「2従量電灯(6)スタイルプラン P」の「ホ」，「ト」および「チ」は，2023 年 11 月 1 日以降，最初の検針日より適用いたします。

2　「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置

(1)　2022 年 10 月 28 日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき，総合経済対策として決定された期間においては，対象のお客さまの燃料費調整単価は，別表「2（燃料費調整）(1)ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。

(2)　(1)は総合経済対策が終了されるとともに，その効力を失うものとします。

3　「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置

(1)　2023 年 11 月 2 日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下本条では「総合経済対策」といいます。）に基づき，総合経済対策として決定された期間においては，対象のお客さまの燃料費調整単価は，別表「2（燃料費調整）(1)ロ」によって算定された燃料費調整単価から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。

(2)　(1)は総合経済対策が終了されるとともに，その効力を失うものとします。

別　　紙

1　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。複数のエリアで供給可能な契約種別については，お客さまの需要場所により，適用される供給条件等が異なります。

契　約　種　別		供給エリア
従量電灯 （電灯契約）	ベースプランA	関西，中国，四国
	ベースプランA-G	関西
	スタイルプランd	関西
	スタイルプランE-SHARE	関西
	スタイルプランE-ZERO	関西
	スタイルプラン P	関西
	スタイルプランS	関西
	家庭用ガス発電プラン	関西
	ベースプランB	北海道，東北，中部，北陸，関西，九州
	ベースプランB-G	関西
	スタイルプランd-B	関西
	スタイルプランE－ZERO B	関西
	ウィズ radiko プラン	関西
	ウィズよしもとプラン	関西
	ウィズ ABEMA プラン	関西
	新生活応援プラン	関西
	ファミリー応援プラン	関西
	JO1でんき	北海道，東北，中部，北陸， 関西，中国，四国，九州
	スマモル賃貸プラン	中部，関西，九州
動力契約	動力用プラン	関西
	スタイルプランE－ZERO 動力	関西

2　従量電灯

(1) ベースプランA

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，以下の①から③のエリア別の定めに従い，（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また，中国エリアについては，上記に加えて，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額より差し引いたものとし，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に加えたものといたします。

①関西エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		377 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 30 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 12 銭

②中国エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		600 円 67 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	32 円 83 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	39 円 51 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	41 円 63 銭

③四国エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 11 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		662 円 99 銭
電力量料金	第1段階料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 47 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	37 円 05 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	38 円 42 銭

ヘ その他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑵ ベースプランA-G

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）から（ハ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

（ハ） 次のいずれかに該当すること。

a 同一の需要場所において，同一の名義により，当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

b 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で，同一の需要場所において，当社が製造した家庭用高効率給湯器，家庭用ガスふろ給湯器，家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。

c 集合住宅における需要で，当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，お客さまは，（ハ）を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，ベースプランA-Gの適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし，お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプランAを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランA-Gが適用されていた場合，ベースプランA-Gの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプランAを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ ベースプランA-Gオプション割引

（イ） 次の a に該当するお客さまについては，お客さまの申込みにもとづき，ヘ（ロ）に定める割引を適用いたします。なお，この割引をベースプランA-Gオプション割引といいます。

a 業務用ガス特約割引

同一の需要場所において，同一の名義により，当社とガスの基本約款および個別約款にもとづく使用契約（ただし，もっと割料金契約，マイホーム発電料金契約，ハウス空調料金契約，床暖料金契約，エコジョーズ料金契約，集合住宅向けコージェネレーションシステム契約，スマート発電料金契約，あっため

トク料金契約およびまとめトク・もっとまとめトク料金契約は除きます。）を締結しその供給を開始していること。

（ロ） ベースプランA-Gオプション割引は，需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より，需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より，適用いたします。

（ハ） お客さまは，ベースプランA-Gオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，ベースプランA-Gオプション割引の適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランA-Gオプション割引が適用されていた場合，ベースプランA-Gオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，郵送手数料およびイならびにニ（ハ）にもとづく差額の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお，ベースプランA-Gオプション割引が適用される場合，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額に，（ロ）に定める割引率を乗じて算定された割引額を，当該合計から差し引きます。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		377 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 90 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 83 銭

（ロ） 割引率

ベースプランA-Gオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
業務用ガス特約	1 %

ト そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑶ スタイルプランd

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額，別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		433 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 30 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 70 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 69 銭

ヘ dポイントの付与

当社は，毎月の電気料金に応じて，(イ)にもとづきお客さまに付与するdポイントを計算し，その結果を株式会社 NTT ドコモに提供します。当社から提供された情報にもとづき，株式会社 NTT ドコモから，お客さまにdポイントが付与されます。

dポイントの付与を受けるには，dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。

お客さまは，電気の需給開始後に，マイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力する必要があります。この入力により，マイ大阪ガスにお客さまのdアカウントが登録されます。お客さまがdアカウントのIDとパスワードを入力しない場合，dポイントは付与されません。

お客さまに付与されたdポイントは，株式会社 NTT ドコモが提供するdポイントクラブの WEB サイトにて確認することができます。

お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合，dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社 NTT ドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は，当該事由発生日以降，dポイントは付与されません。

なお，上記の事由により，dポイントが付与されなくなった場合であっても，スタイルプランdの契約は継続されます。

dアカウントに関する事項および，dポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項は，この供給約款に別段の定めがある場合を除き，dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

お客さまがマイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合，お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合，dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合，株式会社 NTT ドコモがdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

(イ) dポイントの計算方法

お客さまに付与されるdポイントは，毎月の電気料金に応じて，下表の乗率で計算いたします。なお，

計算結果については，1 円を 1 ポイントと読み替えることといたします。

a の計算結果	付与率
1,000 円以上 6,000 円未満の場合	1%
6,000 円以上 7,000 円未満の場合	3%
7,000 円以上 12,000 円未満の場合	5%
12,000 円以上の場合	6%

a お客さまに付与されるdポイントの計算に用いる金額は，へによって算定された料金から，燃料費調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものといたします。なお，消費税等相当額は，以下の算式により算定された金額とし，1 円未満の端数は切り捨てます。

1か月の使用電力量にもとづきホ(イ)によって算定された金額 × $\frac{10}{110}$

また，dポイントの計算に用いる金額は 1,000 円単位とし，1,000 円未満の端数は，100 円の位で切り捨てます。

ト そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑷ スタイルプランE-SHARE

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の(イ)および(ロ)のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。ただし，当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合，お申込みをお断りすることがあります。

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計(この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ)に該当し，かつ，(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額，別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		429 円 99 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 10 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 45 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 41 銭

ヘ 契約期間

スタイルプランE-SHAREの契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵の定めにかかわらず，お客さまとの需給契約の成立した年については，需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし，以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

ト 電源構成の特性に関する注記

スタイルプランE-SHAREの電源は，その全量が余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム（以下，「当該電源」といいます。）により構成されるものとします。

ただし，電力需給の状況によっては，当社が保有する他の電源で発電された電気や，市場より調達した，当該電源以外で発電された電気を供給する場合があります。なお，当該電源以外で発電された電気を供給した場合であっても，当社はその責めを負いません。

当社は，スタイルプランE-SHAREの販売電力量に占める当該電源で発電された電気の割合の計画値と実績値を，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

チ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑸ スタイルプランE-ZERO

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。ただし，当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合，お申込みをお断りすることがあります。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費

調整)⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2(燃料費調整)⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		377 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 30 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 09 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 79 銭

ヘ 契約期間

スタイルプランE-ZEROの契約期間は，7(需給契約の成立および契約期間)⑵の定めにかかわらず，お客さまとの需給契約の成立した年については，需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし，以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

ト 電源構成の特性に関する注記

スタイルプランE-ZEROの電源は，その全量が，当社または当社の関連会社が保有および調達する FIT 電源と非 FIT 電源(以下，「当該電源」といいます。) により構成されるものとし，あわせて当社が非化石証書を調達することで，供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに，当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。

ただし，電力需給の状況によっては，当社が保有する他の電源で発電された電気や，市場より調達した，当該電源以外で発電された電気を供給する場合があり，また，非化石証書の調達状況によっては，実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や，実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合もあります。

当社はスタイルプランE-ZEROの販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

チ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑹ スタイルプラン P

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の(イ)および(ロ)のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計(この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ)に該当し，かつ，(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料 金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額，別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2(燃料費調整)⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2(燃料費調整)⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2(燃料費調整)⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2(燃料費調整)⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		766 円 47 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 56 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 82 銭
	第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

ヘ 契約の継続

契約期間満了に先立ち当社より送付する通知に記載の期間内に，所定の方法による契約の解約・契約種別の変更の申し出等がない場合は，所定期間の最終時点をもって，契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。

ト プライムギフトコードまたは Amazon ギフトカードのギフトカード番号の通知

当社は，スタイルプラン P を契約のお客さまに対して，スタイルプラン P の新規契約時(当社の他の契約種別からの変更時を含みます。)および契約更新時に，プライムギフトコードまたは 2023 年 8 月末日時点の Amazon プライム年会費(税込)である 5,900 円分の Amazon ギフトカードのギフトカード番号(以下，「ギフトカード番号」といいます。)を通知いたします。お客さまは，プライムギフトコードまたはギフトカード番号を所定の期間内に，アマゾンジャパン合同会社の WEB サイト上に入力いただきます。

当社が通知するプライムギフトコードまたはギフトカード番号を入力することで，Amazon プライムに新規会員登録する方は入力時から 1 年間，既に Amazon プライム会員の方は，既存の Amazon プライム契約の更新日から 1 年間(以下「Amazon プライム利用期間」といいます。)，Amazon プライムを利用することができます。利用可能となるサービスその他の Amazon プライムに関する事項は，アマゾンジャパン合同会社が定める Amazon プライム会員規約によるものとします。ただし，Amazon プライム年会費が変更となった場合には，契約更新やギフトカード番号の通知時期によっては，お客さまにて，別途金額負担いただく必要が生じることがあります。

お客さまが所定の期間内にプライムギフトコードまたはギフトカード番号を入力しない場合またはアマゾンジャパン合同会社が Amazon プライム会員規約を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

チ 解 約 金

当社は，以下の(イ)から(ハ)のいずれかの事由が生じた場合に，原則として，当該事由が生じた日からスタイルプラン P の契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて，1か月あたり 490 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

(イ) 契約期間中の，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

(ロ) 41(解約)にもとづく当社による解約

(ハ) 当社の他の契約種別への変更(家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBへの変更を除く)

ただし，家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBに契約種別を変更した場合でも，スタイルプラン P の契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は，原則として，当該需給契約の廃止もしくは解約の日からスタイルプラン P の契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数(1か月未満の端数は切り捨てます。)に応じて，1か月あたり 490 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお，お客さまにスタイルプラン P の適用がなくなった場合でも，Amazon プライム利用期間が満了するまで，お客さまは引き続き Amazon プライムを利用できます。

Amazon プライムの継続利用をご希望されない場合は，別途お客さまにて，Amazon プライム会員規約にもとづいて会員登録のキャンセルの手続きを行っていただく必要があります。

リ 契約の変更について

当社は，2（供給約款の変更）⑸の定めにかかわらず，Amazon プライム年会費が変更となった場合に，次の手順に従い，スタイルプラン P の電気料金その他の内容を変更することがあります。

（イ） 当社は，事前に変更内容およびその適用開始日を書面，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

（ロ） お客さまは，変更内容を承諾しない場合は，通知に記載の期限までに，当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には、需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず、（イ）に定める適用開始日の前日をもって終了するものといたします。また，需給契約の廃止により解約金が生じる場合，当社はこれをいただきません。

（ハ） （ロ）に定める期限までに，お客さまより廃止の通知がない場合は，お客さまは変更内容を承諾したものとみなし，イに定める適用開始日より適用いたします。

ヌ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑺ スタイルプラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		1,260 円 65 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 61 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 93 銭
	第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

ヘ 付帯するサービス

スタイルプラン S をご契約のお客さまには，その契約期間中，住ミカタ・保証パックが提供されます。

なお，住ミカタ・保証パックの提供を受けるには，同一の需要場所（お客さまが所有する専用住宅における需要に限ります。）において，**同一の名義により，当社とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることを条件とします。**

住ミカタ・保証パックの提供は，需給開始予定日に応じて，原則として以下に定める日より開始するものとします。なお，以下に定める提供開始日から住ミカタ・保証パックの提供を開始できない場合は，当社が別途定める日から提供開始となることといたします。

住ミカタ・保証パックの提供開始日は，当社が適当と判断した方法により通知します。

需給開始予定日	住ミカタ・保証パックの提供開始日
1 日～15 日	当月の 25 日
16 日～末日	翌月の 10 日

住ミカタ・保証パックの提供条件を満たさなくなった場合，当該事由発生日をもって住ミカタ・保証パックの提供を停止します。この場合であっても，スタイルプラン S の契約は継続されます。

住ミカタ・保証パックの内容については，当社が別途定める「**住ミカタ・保証パック利用規約**」に従うものとします。

ト 契約の変更について

当社は，2（供給約款の変更）⑸の定めにかかわらず，住ミカタ・保証パックの料金が変更となった場合に，次の手順に従い，スタイルプラン S の電気料金その他の内容を変更することがあります。

（イ） 当社は，事前に変更内容およびその適用開始日を書面，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

（ロ） お客さまは，変更内容を承諾しない場合は，通知に記載の期限までに，当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には、需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず、（イ）に定める適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

（ハ） （ロ）に定める期限までに，お客さまより廃止の通知がない場合は，お客さまは変更内容を承諾したものとみなし，イに定める適用開始日より適用いたします。

チ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑻ 家庭用ガス発電プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）から（ハ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

（ハ） 同一の需要場所において，当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること，または，他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており，かつ，同一の名義により，当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，お客さまは，（ハ）を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，家庭用ガス発電プランの適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし，お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプランAを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も家庭用ガス発電プランが適用されていた場合，家庭用ガス発電プランの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプランAを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金

額との差額を精算させていただきます。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，郵送手数料およびイにもとづく差額の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		377 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 90 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 83 銭

ヘ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑼ ベースプランB（北海道，東北，中部，北陸，九州エリア）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

（イ） 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，入居物件の設備状況により定めるものとします。

ただし，需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。

（ロ） 送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

（ハ） 当社が，お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には，変更後の契約電流にもとづく基本料金を，変更を承諾した日の直後の検針日より，適用いたします。ただし，お客さまが，需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で，新たな需給契約の申込みと同時に，当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には，この限りではありません。

（ニ） お客さまは，やむをえない場合を除き，お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで，契約電流を変更することはできません。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，以下の①から⑤のエリア別の定めに従い，(イ)および(ロ)によって算定された金額，別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2(燃料費調整)⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2(燃料費調整)⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2(燃料費調整)⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2(燃料費調整)⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また，北海道，東北，九州エリアについては，上記に加えて，別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は，別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額より差し引いたものとし，別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は，別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に加えたものといたします。

①北海道エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	372 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	558 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	744 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,116 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,488 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,860 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,232 円 00 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 37 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの1キロワット時につき	40 円 47 銭
第3段階料金	280 キロワット時をこえる1キロワット時につき	44 円 08 銭

②東北エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 43 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 53 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	39 円 13 銭

③中部エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291 円 90 銭
契約電流 15 アンペア	437 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	583 円 81 銭
契約電流 30 アンペア	875 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,167 円 62 銭
契約電流 50 アンペア	1,459 円 53 銭
契約電流 60 アンペア	1,751 円 44 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	21 円 07 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 16 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 28 銭

④北陸エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	300 円 68 銭
契約電流 15 アンペア	451 円 02 銭
契約電流 20 アンペア	601 円 37 銭
契約電流 30 アンペア	902 円 05 銭
契約電流 40 アンペア	1,202 円 74 銭
契約電流 50 アンペア	1,503 円 42 銭
契約電流 60 アンペア	1,804 円 11 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 64 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 51 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	36 円 21 銭

⑤九州エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	292 円 61 銭
契約電流 15 アンペア	438 円 91 銭
契約電流 20 アンペア	585 円 22 銭
契約電流 30 アンペア	877 円 83 銭
契約電流 40 アンペア	1,170 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	1,463 円 05 銭
契約電流 60 アンペア	1,755 円 66 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時 につき	18 円 21 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 71 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 98 銭

⑽ ベースプランB（関西エリア）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において，動力契約とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1

キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，送配電事業者等が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

（イ） 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表「6（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表「4（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ ベースプランBオプション割引

（イ） 次の a または b に該当するお客さまについては，お客さまの申込みにもとづき，それぞれト（ハ）に定める割引を適用いたします。なお，各割引をあわせてベースプランBオプション割引といいます。

a 長期2年割引

契約期間を長期2年割引が適用される日から2年目の日までとすること。

なお，長期2年割引が適用されるお客さまにおいて，契約期間途中に，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止，41（解約）にもとづく当社による解約，または長期2年割引の適用の除外が発生し，その長期2年割引の契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に，原則として，解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし，需給契約が期間満了後に継続され，新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については，当社は解約金をいただきません。

b 動力セット割引

同一の需要場所において，同一の名義により，当社と動力契約を締結し，契約期間を動力セット割引が適用される日から2年目の日（既に当該需要場所において需給契約が締結されており長期2年割引が適用されている場合は，当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日）までとすること。

なお，動力セット割引が適用されるお客さまにおいて，契約期間途中に，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止，41（解約）にもとづく当社による解約，または動力セット割引の適用の

除外が発生し，その動力セット割引の契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に，原則として，解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし，需給契約が期間満了後に継続され，新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については，当社は解約金をいただきません。

また，契約期間途中に，当社との動力契約について 39（需給契約の廃止）⑴にもとづく需給契約の廃止または 41（解約）にもとづく当社による解約があり，動力セット割引の適用条件を満たさなくなった場合，動力セット割引の適用は，当該動力契約の消滅日の直後の検針日の前日までとし，以降は長期2年割引を適用するものといたします。この場合，契約期間の満了予定日は維持されるものといたします。

（ロ） ベースプランBオプション割引の長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

（ハ） ベースプランBオプション割引は，需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より，需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より，適用いたします。なお，長期2年割引および動力セット割引を適用するお客さまとの需給契約の契約期間は，それぞれ(イ)a または（イ）b に定めるとおりといたします。ただし，転宅による申込みの場合で，転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は，当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。

契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ，需給契約は，契約期間満了後もベースプランBオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。

（ニ） お客さまは，ベースプランBオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，ベースプランBオプション割引の適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランBオプション割引が適用されていた場合，ベースプランBオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料　金

料金は，基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，郵送手数料，ホ(イ)a またはホ(イ)b にもとづく解約金およびホ(ニ)にもとづく差額の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお，ベースプランBオプション割引が適用される場合，基本料金と電力量料金を合計した額に，（ハ）に定める割引率を乗じて算定された割引額を，当該合計から差し引きます。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	407 円 61 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 88 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 11 銭
第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 45 銭

（ハ） 割引率

ベースプランBオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
長期2年	２ %
動力セット	３ %

⑾ ベースプランB-G

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）から（ハ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において，動力契約とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

（ハ） 次のいずれかに該当すること。

a 同一の需要場所において，同一の名義により，当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

b 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で，同一の需要場所において，当社が製造した家庭用高効率給湯器，家庭用ガスふろ給湯器，家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。

c 同一の需要場所において，当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること，または，他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており，かつ，同一の名義により，当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

d 集合住宅における需要で，当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

e 集合住宅の共用部分における需要で，当該需要場所において当社または当社が指定する事業者との間でガスの使用契約を締結しておらず，当該集合住宅の入居者のいずれかが当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，送配電事業者等が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，お客さまは，（ハ）を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，ベースプランB-Gの適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし，お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプランBを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランB-Gが適用されていた場合，ベースプランB-Gの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプランBを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

（イ） 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表「6（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表「4（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント

次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ ベースプランB-Gオプション割引

（イ） 次の a，b または c に該当するお客さまについては，お客さまの申込みにもとづき，それぞれト（ハ）に定める割引を適用いたします。なお，各割引をあわせてベースプランB-G オプション割引といいます。

a 業務用ガス特約割引

同一の需要場所において，同一の名義により，当社とガスの基本約款および個別約款にもとづく使用契約（ただし，もっと割料金契約，マイホーム発電料金契約，ハウス空調料金契約，床暖料金契約，エコジョーズ料金契約，集合住宅向けコージェネレーションシステム契約，スマート発電料金契約，あっためトク料金契約およびまとめトク・もっとまとめトク料金契約は除きます。）を締結しその供給が開始していること。

b 長期2年割引

契約期間を長期2年割引が適用される日から2年目の日までとすること。

なお，長期2年割引が適用されるお客さまにおいて，契約期間途中に，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止，41（解約）にもとづく当社による解約，または長期2年割引の適用の除外が発生し，その長期2年割引の契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に，原則として，解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし，需給契約が期間満了後に継続され，新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については，当社は解約金をいただきません。

c 動力セット割引

同一の需要場所において，同一の名義により，当社と動力契約を締結し，契約期間を動力セット割引が適用される日から2年目の日（既に当該需要場所において需給契約が締結されており長期2年割引が適用されている場合は，当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日）までとすること。

なお，動力セット割引が適用されるお客さまにおいて，契約期間途中に，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止，41（解約）にもとづく当社による解約，または動力セット割引の適用の除外が発生し，その動力セット割引の契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に，原則として，解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし，需給契約が期間満了後に継続され，新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については，当社は解約金をいただきません。

また，契約期間途中に，当社との動力契約について 39（需給契約の廃止）(1)にもとづく需給契約の廃止または 41（解約）にもとづく当社による解約があり，動力セット割引の適用条件を満たさなくなった場合，動力セット割引の適用は，当該動力契約の消滅日の直後の検針日の前日までとし，以降は長期2年割引を適用するものといたします。この場合，契約期間の満了予定日は維持されるものといたします。

（ロ） ベースプランB-Gオプション割引は，次の組み合わせでのみ重複して適用できるものといたします。

a 業務用ガス特約割引と長期2年割引

b 業務用ガス特約割引と動力セット割引

（ハ） ベースプランB-Gオプション割引は，需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より，需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より，適用いたします。

なお，長期2年割引および動力セット割引を適用するお客さまとの需給契約の契約期間は，それぞれ(イ)bまたは(イ)c に定めるとおりといたします。ただし，転宅による申込みの場合で，転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は，当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。

契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ，需給契約は，契約期間満了後もベースプランB-Gオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。

（ニ） お客さまは，ベースプランB-Gオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，ベースプランB-Gオプション割引の適用は，当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランB-Gオプション割引が適用されていた場合，ベースプランB-Gオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料　金

料金は，基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，郵送手数料，ホ(イ)b またはホ(イ)c にもとづく解約金およびイならびにホ(ニ)にもとづく差額の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお，ベースプランB-Gオプション割引が適用される場合，基本料金と電力量料金を合計した額に，（ハ）に定める割引率を乗じて算定された割引額を，当該合計から差し引きます。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	401 **円** 09 **銭**

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 **円** 19 **銭**
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	20 **円** 98 **銭**
第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 **円** 24 **銭**

（ハ） 割引率

ベースプランB-Gオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
業務用ガス特約	1 %
長期2年	2 %
動力セット	3 %

⑿ スタイルプランd-B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
（ロ） 1需要場所において，動力契約とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，送配電事業者等が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

（イ） 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表「6（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表「4（契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	416 円 92 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 90 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 11 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 62 銭

ト dポイントの付与

当社は，毎月の電気料金に応じて，（イ）にもとづきお客さまに付与するdポイントを計算し，その結果を株式会社 NTT ドコモに提供します。当社から提供された情報にもとづき，株式会社 NTT ドコモから，お客さまにdポイントが付与されます。

dポイントの付与を受けるには，dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。

お客さまは，電気の需給開始後に，マイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力する必要があります。この入力により，マイ大阪ガスにお客さまのdアカウントが登録されます。お客さまがdアカウントのIDとパスワードを入力しない場合，dポイントは付与されません。

お客さまに付与されたdポイントは，株式会社 NTT ドコモが提供するdポイントクラブの WEB サイトにて確認することができます。

お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合，dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社 NTT ドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合は，当該事由発生日以降，dポイントは付与されません。

なお，上記の事由により，dポイントが付与されなくなった場合であっても，スタイルプランd-Bの契約は継続されます。

dアカウントに関する事項および，dポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントに関する事項は，この供給約款に別段の定めがある場合を除き，dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約によるものとします。

お客さまがマイ大阪ガス経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合，お客さまがマイ大阪ガスに登録したdアカウントが失効した場合，dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合，株式会社 NTT ドコモがdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

（イ） dポイントの計算方法

お客さまに付与されるdポイントは，毎月の電気料金に応じて，下表の乗率で計算いたします。なお，計算結果については，1円を1ポイントと読み替えることといたします。

a の計算結果	付与率
1,000 円以上 20,000 円未満の場合	1%
20,000 円以上 40,000 円未満の場合	3%
40,000 円以上 60,000 円未満の場合	5%
60,000 円以上の場合	6%

a お客さまに付与されるdポイントの計算に用いる金額は，ヘによって算定された料金から，燃料費調整額，再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものといたします。なお，消費税等相当額は，以下の算式により算定された金額とし，1円未満の端数は切り捨てます。

1か月の使用電力量にもとづきヘ（イ）およびヘ（ロ）によって算定された金額 × $\frac{10}{110}$

また，dポイントの計算に用いる金額は 1,000 円単位とし，1,000 円未満の端数は，100 円の位で切り捨てます。

⒀ スタイルプランE－ZERO B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。ただし，当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合，お申込みをお断りすることがあります。

（イ） 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において，動力契約とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，送配電事業者等が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，**託送供給等約款等の定めに従い**，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

（イ） 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表「6（**負荷設備の入力換算容量**）」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表「4 契約負荷設備の総容量の算定）」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（**契約容量および契約電力の算定方法**）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	385 **円** 24 **銭**

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 47 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 50 銭
第3段階料金	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	24 円 26 銭

ト 契約期間

スタイルプランE－ZERO Bの契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵の定めにかかわらず，お客さまとの需給契約の成立した年については，需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし，以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

チ 電源構成の特性に関する注記

スタイルプランE－ZERO Bの電源は，その全量が，当社または当社の関連会社が保有および調達する FIT 電源と非 FIT 電源(以下，「当該電源」といいます。）により構成されるものとし，あわせて当社が非化石証書を調達することで，供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに，当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。

ただし，電力需給の状況によっては，当社が保有する他の電源で発電された電気や，市場より調達した，当該電源以外で発電された電気を供給する場合があり，また，非化石証書の調達状況によっては，実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や，実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合もあります。

当社はスタイルプランE－ZERO Bの販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑭ ウィズ radiko プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料 金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで （最低料金適用電力量）		752 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 85 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

ヘ radiko プレミアム会員クーポンコードの通知

当社は，ウィズ radiko プランを契約のお客さまに対して，ウィズ radiko プランの新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に，radiko プレミアム会員クーポンコードを通知いたします。

お客さまは，radiko プレミアム会員クーポンコードを所定の期間内に，株式会社 radiko の WEB サイト上に入力いただきます。

radiko プレミアム会員クーポンコードを入力することで，入力時から 1 年間（以下「radiko プレミアム会員期間」といいます。），radiko プレミアム会員を利用することができます。

なお，既に radiko プレミアム会員の方は，既存の radiko プレミアム会員の契約を解約いただいたのちに，radiko プレミアム会員クーポンコードを入力いただく必要があります。

利用可能となるサービスその他の radiko プレミアム会員に関する事項は，株式会社 radiko が定めるユーザー規約および会員規約によるものとします。

お客さまが所定の期間内に radiko プレミアム会員クーポンコードを入力しない場合や，既に radiko プレミアム会員のお客さまが，既存の radiko プレミアム会員の契約期間の満了前に radiko プレミアム会員クーポンコードを入力した場合または radiko プレミアム会員クーポンコードの入力に先立って既存の radiko プレミアム会員契約を解約しない場合，株式会社 radiko がユーザー規約および会員規約を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

ト 解 約 金

当社は，以下の（イ）から（ハ）のいずれかの事由が生じた場合に，原則として，当該事由が生じた日からウィズ radiko プランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 385 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

（イ） 契約期間中の，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

（ロ） 41（解約）にもとづく当社による解約

（ハ） 当社の他の契約種別への変更（家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBへの変更を除く）

ただし，家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBに契約種別を変更した場合でも，ウィズ radiko プランの契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は，原則として，当該需給契約の廃止もしくは解約の日からウィズ radiko プランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 385 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお，お客さまにウィズ radiko プランの適用がなくなった場合でも，radiko プレミアム会員期間が満了するまで，お客さまは引き続き radiko プレミアム会員を利用することができます。

チ 契約の変更について

当社は，2（供給約款の変更）⑸の定めにかかわらず，radiko プレミアムの料金が変更となった場合に，次の手順に従い，ウィズ radiko プランの電気料金その他の内容を変更することがあります。

（イ） 当社は，事前に変更内容およびその適用開始日を書面，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

（ロ） お客さまは，変更内容を承諾しない場合は，通知に記載の期限までに，当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には，需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず，イに定める適用開始日の前日をもって終了するものといたします。また，需給契約の廃止により解約

金が生じる場合，当社はこれをいただきません。

（ハ） ロに定める期限までに，お客さまより廃止の通知がない場合は，お客さまは変更内容を承諾したものとみなし，イに定める適用開始日より適用いたします。

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑮ ウィズよしもとプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		792 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 96 銭
	第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

ヘ FANY チャンネルクーポンコードの通知

当社は，ウィズよしもとプランを契約のお客さまに対して，ウィズよしもとプランの新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に，FANY チャンネルクーポンコードを通知いたします。

お客さまは，FANY チャンネルクーポンコードを利用いただくには，FANY ID への会員登録が必要です。

お客さまは，FANY チャンネルクーポンコードを所定の期間内に，FANY ID にログイン後，WEB サイト上に入力いただきます。

FANY チャンネルクーポンコードを入力することで，既に FANY ID を経由して FANY チャンネルに会員登録されているお客さまは，既存の FANY チャンネルの契約の更新日から 1 年間，その他のお客さまは入力時から 1 年間（以下「FANY チャンネル利用期間」といいます。），大阪チャンネルを利用することができます。なお，既に FANY ID を経由しない方法で FANY チャンネルに会員登録されているお客さまは，別途お客さまにて，FANY チャンネルの各種利用規約にもとづいて会員登録の解除手続きを行っていただく必要があります。また，既に FANY チャンネルの会員の方で，全国の吉本劇場公演のアーカイブを視聴できる「よしもと劇場プレミアム」を利用できるプランへ加入しているお客さまは，FANY チャンネルクーポンコードを入力することで，既存の FANY チャンネルの契約の更新日の前日に当該契約が解除されます。

利用可能となるサービスその他の FANY チャンネルに関する事項は，株式会社 NTT ぷららおよび吉本興業株式会社が定める，FANY チャンネルの各種利用規約によるものとします。

お客さまが所定の期間内に FANY チャンネルクーポンコードを入力しない場合や，株式会社 NTT ぷららおよび吉本興業株式会社が FANY チャンネルの各種利用規約を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

ト 解 約 金

当社は，以下の（イ）から（ハ）のいずれかの事由が生じた場合に，原則として，当該事由が生じた日からウィズよしもとプランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 415 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

（イ） 契約期間中の，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

（ロ） 41（解約）にもとづく当社による解約

（ハ） 当社の他の契約種別への変更（家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBへの変更を除く）

ただし，家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBに契約種別を変更した場合でも，ウィズよしもとプランの契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は，原則として，当該需給契約の廃止もしくは解約の日からウィズよしもとプランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 415 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお，お客さまにウィズよしもとプランの適用がなくなった場合でも，FANY チャンネル利用期間が満了するまで，お客さまは引き続き大阪チャンネルを利用できます。

ウィズよしもとプランの適用開始前より FANY ID を経由して FANY チャンネルへ会員登録し大阪チャンネルを利用していたお客さまは，大阪チャンネルの継続利用をご希望されない場合，別途お客さまにて，FANY チャンネルの各種利用規約にもとづいて会員登録の解除手続きを行っていただく必要があります。

チ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑯ ウィズ ABEMA プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，その1か月の使用電力量にもとづき（イ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		1,121 円 27 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 370 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 79 銭
	第3段階料金	370 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

ヘ ABEMA プレミアムクーポンコードの通知

当社は，ウィズ ABEMA プランを契約のお客さまに対して，ウィズ ABEMA プランの新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に，ABEMA プレミアムクーポンコードを通知いたします。

お客さまは，ABEMA プレミアムクーポンコードを所定の期間内に，株式会社 AbemaTV の WEB サイト上に入力いただきます。

ABEMA プレミアムクーポンコードを入力することで，入力時から 1 年間（以下「ABEMA プレミアム期間」といいます。），ABEMA プレミアムを利用することができます。

なお，既に ABEMA プレミアムをご契約中の方は，既存の ABEMA プレミアムの契約の解約手続きを行っていただく必要があります。

利用可能となるサービスその他の ABEMA プレミアムに関する事項は，株式会社 AbemaTV が定める利用規約および月額サービスガイドラインによるものとします。

お客さまが所定の期間内に ABEMA プレミアムクーポンコードを入力しない場合や，既に ABEMA プレミアムをご契約中のお客さまが，既存の ABEMA プレミアム契約の解約手続きを行わない場合，株式会社 AbemaTV が利用規約および月額サービスガイドラインを変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

ト 解 約 金

当社は，以下の（イ）から（ハ）のいずれかの事由が生じた場合に，原則として，当該事由が生じた日からウィズ ABEMA プランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 960 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

（イ） 契約期間中の，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

（ロ） 41（解約）にもとづく当社による解約

（ハ） 当社の他の契約種別への変更（家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBへの変更を除く）

ただし，家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBに契約種別を変更した場合でも，ウィズ ABEMA プランの契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は，原則として，当該需給契約の廃止もしくは解約の日からウィズ ABEMA プランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 960 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお，お客さまにウィズ ABEMA プランの適用がなくなった場合でも，ABEMA プレミアム期間が満了するまで，お客さまは引き続き ABEMA プレミアムを利用することができます。

チ 契約の変更について

当社は，2（供給約款の変更）⑸の定めにかかわらず，ABEMA プレミアムの料金が変更となった場合に，次の手順に従い，ウィズ ABEMA プランの電気料金その他の内容を変更することがあります。

（イ） 当社は，事前に変更内容およびその適用開始日を書面，インターネット上での開示，または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

（ロ） お客さまは，変更内容を承諾しない場合は，通知に記載の期限までに，当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。この場合には，需給契約はこの供給約款の各規定にかかわらず，イに定める適用開始日の前日をもって終了するものといたします。また，需給契約の廃止により解約金が生じる場合，当社はこれをいただきません。

（ハ） ロに定める期限までに，お客さまより廃止の通知がない場合は，お客さまは変更内容を承諾したものとみなし，イに定める適用開始日より適用いたします。

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑰ 新生活応援プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流または最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 新生活応援プランオプション割引

（イ） 次の a に該当するお客さまについては，お客さまの申込みにもとづき，へ（イ）の基本料金を次のとおりと読み替えます。なお，これを新生活応援プランオプション割引といいます。

基本料金	1契約につき	0 円 00 銭

a 新生活セット割

次のいずれかに該当すること。

ⅰ 同一の需要場所において，同一の名義により，当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

ⅱ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で，同一の需要場所において，当社が製造した家庭用高効率給湯器，家庭用ガスふろ給湯器，家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。

ⅲ 集合住宅における需要で，当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

（ロ） 新生活セット割は，需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より，需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より，適用いたします。

（ハ） お客さまは，新生活応援プランオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合，すみやかに当社に通知していただきます。この場合，新生活応援プランオプション割引の適用は，当社が通知を受けた

直後の検針日の前日までといたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も新生活応援プランオプション割引が適用されていた場合，新生活応援プランオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに，適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，以下の（イ）および（ロ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき	200 円 00 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	第1段階料金	1 キロワット時をこえ 20 キロワット時までの1キロワット時につき	0 円 00 銭
	第2段階料金	20 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	26 円 00 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 83 銭

ト そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑱ ファミリー応援プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ） 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流または最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流または最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，以下の（イ）および（ロ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき	322 円 40 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	第1段階料金	1 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	22 円 00 銭
	第2段階料金	300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 00 銭
	第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 80 銭

ヘ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑲ JO1 でんき

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）および（ロ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ）

北海道，東北，中部，北陸，九州エリアのお客さま	契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。
関西，中国，四国エリアのお客さま	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流または最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流または最大需要容量

北海道，東北，中部，北陸，九州エリアのお客さま（契約電流）	（イ） 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。 ただし，需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電流は，原則として当該小

	売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。 （ロ） 送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。 （ハ） 当社が，お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には，変更後の契約電流にもとづく基本料金を，変更を承諾した日の直後の検針日より，適用いたします。ただし，お客さまが，需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で，新たな需給契約の申込みと同時に，当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には，この限りではありません。 （ニ） お客さまは，やむをえない場合を除き，お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで，契約電流を変更することはできません。
関西，中国，四国エリアのお客さま （最大需要容量）	最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，以下の①から⑧のエリア別の定めに従い，（イ）または（イ）および（ロ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また，北海道，東北，中国，九州エリアについては，上記に加えて，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額より差し引いたものとし，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に加えたものといたします。

①北海道エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	789 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	976 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	1,163 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,537 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,911 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,285 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,659 円 00 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 37 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	41 円 73 銭
第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 45 銭

②東北エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	729 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	914 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	1,099 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,468 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,838 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,208 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,577 円 60 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	29 円 43 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 04 銭
第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	40 円 41 銭

③中部エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	706 円 90 銭
契約電流 15 アンペア	852 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	998 円 81 銭
契約電流 30 アンペア	1,290 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,582 円 62 銭
契約電流 50 アンペア	1,874 円 53 銭
契約電流 60 アンペア	2,166 円 44 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 07 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 84 銭

第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 78 銭

④北陸エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	716 円 04 銭
契約電流 15 アンペア	866 円 57 銭
契約電流 20 アンペア	1,017 円 08 銭
契約電流 30 アンペア	1,318 円 13 銭
契約電流 40 アンペア	1,619 円 17 銭
契約電流 50 アンペア	1,920 円 21 銭
契約電流 60 アンペア	2,221 円 26 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 64 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	33 円 49 銭
第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	36 円 43 銭

⑤関西エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		792 円 40 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 31 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 79 銭
	第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	28 円 70 銭

⑥中国エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで（最低料金適用電力量）		1,051 円 91 銭
電力量料金	第1段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	32 円 83 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	38 円 58 銭
	第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	41 円 63 銭

⑦四国エリア

（イ） 最低料金および電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の 11 キロワット時まで（最低料金適用電力量）	1,095 円 84 銭

電力量料金	第1段階料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 47 銭
	第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 41 銭
	第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	40 円 79 銭

⑧九州エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	688 円 61 銭
契約電流 15 アンペア	845 円 91 銭
契約電流 20 アンペア	1,000 円 22 銭
契約電流 30 アンペア	1,292 円 83 銭
契約電流 40 アンペア	1,585 円 44 銭
契約電流 50 アンペア	1,878 円 05 銭
契約電流 60 アンペア	2,170 円 66 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	120 キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 21 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 360 キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 11 銭
第3段階料金	360 キロワット時をこえる1キロワット時につき	26 円 88 銭

ヘ JO1 でんきシリアルコードの通知

当社は，JO1 でんきを契約のお客さまに対して，JO1 でんきの新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に，JO1 でんきシリアルコードを通知いたします。

JO1 でんきシリアルコードを利用いただくには，Plus member ID が必要です。

お客さまは，シリアルコードの通知の際にお送りするご案内に従って JO1 でんきシリアルコードを入力いただきます。お客さまは，JO1 でんきシリアルコードを入力することで，JO1 でんきオンラインイベント 1 公演を視聴することができます。

JO1 でんきオンラインイベントに関する事項は，当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

JO1 でんきオンラインイベントは原則として年1回開催されます。需給契約の成立時期により，オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお，JO1 でんきシリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。

お客さまが JO1 でんきシリアルコードを入力しない場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

ト JO1でんきオリジナルグッズの送付

当社は，JO1 でんきを契約のお客さまに対して，JO1 でんきの新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に，JO1 でんきオリジナルグッズを送付いたします。

JO1 でんきオリジナルグッズの内容は，当社のホームページに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法により公表します。

配送業者の事情による遅配等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

チ 解 約 金

当社は，以下の（イ）から（ハ）のいずれかの事由が生じた場合に，原則として，当該事由が生じた日からJO1 でんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 330 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

（イ） 契約期間中の，需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

（ロ） 41（解約）にもとづく当社による解約

（ハ） 当社の他の契約種別への変更（家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBへの変更を除く）

ただし，家庭用ガス発電プラン，ベースプランB，ベースプランB-G，スタイルプランd-BおよびスタイルプランE－ZEROBに契約種別を変更した場合でも，JO1 でんきの契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合は，原則として，当該需給契約の廃止もしくは解約の日から JO1 でんきの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 330 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

なお，お客さまに JO1 でんきの適用がなくなった場合でも，お客さまは，JO1 でんきシリアルコードを利用することができます。

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

⑳ スマモル賃貸プラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次の（イ）から（ニ）のいずれにも該当するものに，お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

（イ）

中部，九州エリアのお客さま	契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。
関西エリアのお客さま	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

（ロ） 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は，契約電流または最大需要容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（ハ） 需要場所において，株式会社ビットキーが提供するスマートロックが施設されていること。

（ニ） 当社が指定する，物件の管理等を行う事業者（以下，「管理会社等」といいます。）からの紹介があり，当社が適当と判断すること。

ただし，前2項にかかわらず，当社が適当と判断した場合には，スマモル賃貸プランを適用することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流または最大需要容量

中部，九州エリアのお客さま（契約電流）	（イ） 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。 ただし，需要場所における小売電気事業者の変更により当

	社との需給契約を締結する場合の契約電流は，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値といたします。 （ロ） 送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。 （ハ） 当社が，お客さまからの契約電流の変更のお申込みを承諾した場合には，変更後の契約電流にもとづく基本料金を，変更を承諾した日の直後の検針日より，適用いたします。ただし，お客さまが，需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結される場合で，新たな需給契約の申込みと同時に，当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電流の値の変更を希望される場合には，この限りではありません。 （ニ） お客さまは，やむをえない場合を除き，お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した直後の検針日から1年目の日が属する月の検針日まで，契約電流を変更することはできません。
関西エリアのお客さま （最大需要容量）	最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料　金

料金は，以下の①から③のエリア別の定めに従い，（イ）および（ロ）または（イ），（ロ）および（ハ）によって算定された金額，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。また，九州エリアについては，上記に加えて，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額より差し引いたものとし，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イ」によって算定された離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合は，別表「3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を燃料費調整額に加えたものといたします。

①中部エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	962 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	1,110 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	1,259 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,556 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,853 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	2,150 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,447 円 00 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	1キロワット時につき	25 円 79 銭

②関西エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき	782 円 40 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	1キロワット時につき	24 円 90 銭

③九州エリア

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。

契約電流 10 アンペア	845 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	1,002 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	1,161 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	1,477 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,793 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	2,110 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	2,426 円 44 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	1キロワット時につき	23 円 87 銭

ヘ 契約期間

スマモル賃貸プランの契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵の定めにかかわらず，需給契約が成立した日から，需給開始日以降2年目の日までといたします。

契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ，需給契約は，契約期間満了後も同一条件で 1 年間更新されるものとし，以後同様といたします。ただし，更新後の期間については，リに定める解約金の適用はないものといたします。

ト 付帯するサービス

スマモル賃貸プランを契約のお客さまは，その契約期間中，以下に定めるサービスをご利用いただけます。ただし，お客さまが需給開始日以降2年目の日までに解約した場合であっても，当該期日までは，以下に定めるサービスをご利用いただけます。なお，それぞれのサービスの詳細は，それぞれのサービスの利用規約にて定めるとおりといたします。

（イ） スマートロック

お客さまは，需要場所に施設されている，株式会社ビットキーが提供するスマートロックをご利用いただけます。スマートロックの利用にあたっては，あらかじめ，株式会社ビットキーが定める利用規約に同意いただいたうえで，管理会社等にお申込みいただきます。株式会社ビットキーが定める方法にもとづき，お客さまにてご利用の手続きを完了いただくことで，スマートロックが利用可能になります。

お客さまが所定の期間内に手続きを完了しない場合や，株式会社ビットキーが利用規約やサービスの内容を変更した場合，スマートロックに不具合があった場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利

益が生じても，当社はその責めを負いません。

（イ）に加えて，次の a から d のいずれかのサービスをご利用いただけます。ただし，利用可能なサービスは管理会社等にて指定するものとします。

a 駆けつけサービス

お客さまは，駆けつけサービスをご利用いただけます。駆けつけサービスの提供は，スマモル賃貸プランの需給開始日より開始するものとします。

b 優待・割引サービス（めちゃとクーポン）

お客さまは，優待・割引サービス（めちゃとクーポン）をご利用いただけます。優待・割引サービス（めちゃとクーポン）の提供は，スマモル賃貸プランの需給開始日より開始するものとします。

c 雑誌・マンガ読み放題サービス

お客さまは，雑誌・マンガ読み放題サービスをご利用いただけます。

雑誌・マンガ読み放題サービスの提供は，スマモル賃貸プランの需給開始日より開始するものとします。

株式会社ビューンが利用規約やサービスの内容を変更した場合等，当社の責めによらない理由により，お客さまに不利益が生じても，当社はその責めを負いません。

d ダブルロックサービス

お客さまは，（イ）に加えて，株式会社ビットキーが提供するスマートロックを1台追加でご利用いただけます。

チ 解 約 金

当社は，契約期間中に，以下の（イ）から（ハ）のいずれかの事由が生じた場合には，原則として，当該事由が生じた日からスマモル賃貸プランの契約期間が満了する予定であった日までの残存期間の月数（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて，1か月あたり 880 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。

（イ） 需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止

（ロ） 41（解約）にもとづく当社による解約

（ハ） 当社の他の契約種別への変更

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

3 動 力 契 約

⑴ 動力用プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で，次の（イ）から（ハ）のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

（ロ） 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

（ハ） 同一の需要場所において，同一の名義により，当社の従量電灯とあわせて契約すること。

ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，契約期間途中に，当社の従量電灯について 39（需給契約の廃止）⑴にもとづく需給契約の廃止または 41（解約）にもとづく当社による解約があった場合，当該需給契約はあわせて消滅いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

（イ） 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表「6（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計

にｂの係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。

ａ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ｂ ａによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電力は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,046 円 94 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1か月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，送配電事業者等より通知された値にもとづき夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金

1キロワット時につき	14 円 42 銭	12 円 94 銭

（ハ） そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。

ト そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

⑵ スタイルプランE－ZERO動力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で，次の（イ）から（ハ）のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合，お申込みをお断りすることがあります。

（イ） 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

（ロ） 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

（ハ） 同一の需要場所において，同一の名義により，当社の従量電灯とあわせて契約すること。

ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，契約期間途中に，当社の従量電灯について 39（需給契約の廃止）⑴にもとづく需給契約の廃止または 41（解約）にもとづく当社による解約があった場合，当該需給契約はあわせて消滅いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，託送供給等約款等の定めに従い，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

（イ） 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表「6（負荷設備の入力換算容量）」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」に準じて算定いたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，（イ）にか

かわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表「7（契約容量および契約電力の算定方法）」により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（ハ） 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電力は，（イ），（ロ）にかかわらず，原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値といたします。

（ニ） （イ）～（ハ）によりがたい場合は，当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで，使用電力量の郵送による通知を希望される場合，各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料　金

料金は，基本料金，電力量料金，別表「1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表「2（燃料費調整）⑴イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は，別表「2（燃料費調整）⑴ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，1か月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,046 円 94 銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その1か月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1か月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，送配電事業者等より通知された値にもとづき夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16 円 42 銭	14 円 94 銭

ト 契約期間

スタイルプランE－ZERO動力の契約期間は，7（需給契約の成立および契約期間）⑵の定めにかかわらず，お客さまとの需給契約の成立した年については，需給開始日から需給開始日以降最初に到来する3月末日までとし，以降は4月1日から翌年の3月末日までとします。

チ 電源構成の特性に関する注記

スタイルプランE－ZERO動力の電源は，その全量が，当社または当社の関連会社が保有および調達する FIT 電源と非 FIT 電源(以下，「当該電源」といいます。) により構成されるものとし，あわせて当社が非化石証書を調達することで，供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに，当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。

ただし，電力需給の状況によっては，当社が保有する他の電源で発電された電気や，市場より調達した，当該電源以外で発電された電気を供給する場合があり，また，非化石証書の調達状況によっては，実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与できない場合や，実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合もあります。

当社はスタイルプランE－ZERO動力の販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を，当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

リ そ の 他

当社または送配電事業者等は，最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

⑵ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

⑶ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１か月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，最低料金が適用される契約種別のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

2　燃料費調整

⑴ 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α，βおよびγの値は，供給エリアごとに以下の値とします。

エリア	α	β	γ
北海道	0.1874	0.0899	1.0036
東北	0.0259	0.2563	0.8915
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770

九州	0.0053	0.1861	1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）\times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

（ロ） 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）\times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

基準燃料価格は供給エリアごとに以下の値とします。

エリア	基準燃料価格
北海道	80,800 円
東北	83,500 円
中部	45,900 円
北陸	79,800 円
関西	27,100 円
中国	80,300 円
四国	80,000 円
九州	27,400 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間 （翌年が閏年の場合，翌年の2月 29 日 までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，最低料金が適用される契約種別のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

⑵ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は，供給エリアごとに以下の値といたします。

エリア	契約種別	基準単価		
北海道	すべて	電力量料金	1kWh につき	17 銭 3 厘
東北	すべて	電力量料金	1kWh につき	19 銭 7 厘
中部	すべて	電力量料金	1kWh につき	23 銭 3 厘
北陸	すべて	電力量料金	1kWh につき	16 銭 5 厘
関西	最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 15kWh まで	2 円 47 銭 5 厘
		電力量料金	上記をこえる 1kWh につき	16 銭 5 厘
	上記以外	電力量料金	1kWh につき	16 銭 5 厘
中国	最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 15kWh まで	3 円 18 銭 5 厘
		電力量料金	上記をこえる 1kWh につき	21 銭 2 厘
	上記以外	電力量料金	1kWh につき	21 銭 2 厘
四国	最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 11kWh まで	1 円 69 銭 4 厘
		電力量料金	上記をこえる 1kWh につき	15 銭 4 厘
	上記以外	電力量料金	1kWh につき	15 銭 4 厘
九州	すべて	電力量料金	1kWh につき	13 銭 6 厘

3 離島ユニバーサルサービス調整

北海道，東北，中国，九州エリアに適用する契約種別には，離島ユニバーサルサービス調整を行います。

⑴ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
α，βおよびγの値は，以下の値とします。

エリア	α	β	γ
北海道	1.0000	0.0000	0.0000
東北	1.0000	0.0000	0.0000
中国	1.0000	0.0000	0.0000
九州	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（イ） 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1{,}000}$

（ロ） 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）×$\frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1{,}000}$

離島基準燃料価格は，以下の値とします。

エリア	離島基準燃料価格
北海道	79,300 円
東北	79,300 円
中国	79,300 円
九州	79,300 円

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間 （翌年が閏年の場合，翌年の2月 29 日 までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は，その1か月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

⑵ 基準単価

基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は，以下の値といたします。

エリア	契約種別	基準単価		
北海道	すべて	電力量料金	1kWh につき	1 厘
東北	すべて	電力量料金	1kWh につき	1 厘
中国	最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 15kWh まで	1 銭 7 厘
		電力量料金	上記をこえる 1kWh につき	1 厘
	上記以外	電力量料金	1kWh につき	1 厘
九州	すべて	電力量料金	1kWh につき	3 厘

4 契約負荷設備の総容量の算定

⑴ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ） 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき 50 ボルトアンペア

（ロ） イ以外の場合

1差込口につき 100 ボルトアンペア

⑵ ⑴により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は，別表 5（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は，次のとおりといたします。

なお，多灯式けい光灯は，管数にかかわらず1灯とし，コンセント，分岐ソケットおよびテーブルタップは，差込口の数を取付灯数に算入いたします。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7

142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0

302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5　負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。ただし，託送供給等約款等に別の定めがある場合は，これに従うものといたします。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70

80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

⑵ 単相誘導電動機

イ 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

ロ 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

⑶ レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5

		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルト ピーク 超過 100 キロボルト ピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク 超過 125 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク 超過 150 キロボルト ピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

⑷ 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント

⑸ そ の 他

イ ⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社または送配電事業者等との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

別紙「2（従量電灯）⑽ニ（ロ）」，別紙「2（従量電灯）⑾ニ（ロ）」，別紙「2（従量電灯）⑿ニ（ロ）」，別紙「2（従量電灯）⒀ニ（ロ）」，別紙「3（動力契約）⑴ニ（ロ）」，別紙「3（動力契約）⑵ニ（ロ）」，別紙「3（動力契約）⑶ニ（ロ）」，別紙「3（動力契約）⑷ニ（ロ）」または別紙「3（動力契約）⑸ニ（ロ）」の場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。また，託送供給等約款等に別の定めがある場合は，これに従うものといたします。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

7　日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

⑴ 基本料金，最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整額を日割りする場合

$$\text{1か月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$$

なお，この場合に算定された値の単位は，1銭とし，その端数は，切り捨てます。

⑵ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ　最低料金が適用される契約種別

$$\text{日割り後の最低料金適用電力量} = \text{日割り前の最低料金適用電力量の最大値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$$

日割り後の第1段階料金適用電力量＝
（日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値−日割り前の最低料金適用電力量の最大値）
$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$

日割り後の第2段階料金適用電力量＝
（日割り前の第2段階料金適用電力量の最大値−日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値）
$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$

ロ　イ以外の場合

$$\text{日割り後の第1段階料金適用電力量} = \text{日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$$

日割り後の第2段階料金適用電力量＝
（日割り前の第2段階料金適用電力量の最大値−日割り前の第1段階料金適用電力量の最大値）
$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30\text{ 日}}$

ハ　イまたはロによって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。